

令和5年度 第2回倉吉市農業委員会会議事録

1 開催日時 令和5年5月10日(水) 午後3時00分から午後4時00分

2 開催場所 倉吉市役所 第2庁舎3階 会議室302

3 出席委員 (26人)

会長 15番 山脇 優 委員

農業委員

1番	早田博之	委員	2番	高見美幸	委員	3番	船越省吾	委員
5番	吉村年明	委員	6番	藤井由美子	委員	7番	河野正人	委員
8番	福井章人	委員	9番	鐵本達夫	委員	10番	衣笠健一郎	委員
11番	室山恵美	委員	12番	山下賢一	委員	13番	筏津純一	委員
14番	松本幸男	委員	16番	山田有宏	委員	17番	原田明宏	委員
18番	數馬 豊	委員	19番	美田俊一	委員			

農地利用最適化推進委員

涌嶋博文	委員	塚根正幸	委員	田倉恭一	委員	山本淑恵	委員
藤原 治	委員	林 修二	委員	小谷義則	委員	鳥飼 巧	委員

4 欠席委員 (1人)

西谷美智雄 委員

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第9号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第10号 農用地利用集積計画の決定について

議案第11号 農用地利用集積等促進計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 内川 啓二

主幹 梶本 幸敬

主任 岩田 寿朗

7 会議の概要

(1) 開 会

事務局 ただ今より、令和5年度第2回農業委員会会議を開会致します。初めに山脇
会長よりごあいさつをお願い致します。

(2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行し
ていただきます。よろしくお願い致します。

(3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは本日の議事録署名人ですが、私の方で指名させていただいてもよろ
しいでしょうか。

(はいの声)

議 長 それでは指名をさせていただきます。19番 美田委員、1番 早田委員に議
事録署名人をお願い致します。

※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 欠席届が出ている農業委員を報告致します。西谷推進委員が欠席で、定期総
会から出席です。

(4) 連絡・報告事項

議 長 それでは(4)連絡報告事項、事務局よりよろしくお願い致します。

事務局 令和5年度第2回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別
紙をご覧ください。(以下事務局説明)

(5) 議 事

議 長 続きまして(5)の議事に入ります。本日の議事について、事務局より説明
をしてください。

事務局 本日の議案について説明させていただきます。始めに議案第7号 農地法第
3条の規定による許可申請についてでございます。議案2ページのとおり5件
の申請がございます。番号1、番号4及び5は売買による所有権移転、番号2
及び番号3は贈与による所有権移転でございます。

次に議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。
議案4ページから5ページに記載のとおり8件の申請がございます。番号1は
〇〇地内における12区画の宅地分譲で、申請地は都市計画用途地域の第1種
住居地域に指定されておりますので農地区分は第3種農地で原則許可でござい
ます。番号2は〇〇〇〇〇〇地内における集合住宅の建築、都市計画用途地域
の第1種中高層住居専用地域に指定されておりますので、農地区分は第3種農
地で原則許可でございます。番号3は〇地内における県の公共工事に伴う一時
転用でございます。農地区分は農振農用地で許可根拠は県の公共工事によるも
のでございます。番号4は〇〇〇地内における一般住宅の建築で、申請地は都

市計画用途地域の第1種住居地域に指定されておりますので、農地区分は第3種農地で原則許可でございます。番号5は〇〇地内における農業用倉庫の建築でございます。農地区分は第2種農地で許可根拠は農業用施設の転用でございます。番号6から番号8につきましては〇〇〇地内における太陽光発電施設の設置でございます。申請地はいずれも都市計画用途地域の工業地域に指定されておりますので農地区分は第3種農地で原則許可でございます。

続いて議案第9号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてです。議案7ページのとおり2件の申請がございます。

議案第10号 農用地利用集積計画の決定についてですが、議案の10ページから34ページのとおり69件の利用権設定の申し出と、議案35ページ、36ページのとおり2件の所有権移転がございます。

議案第11号 農用地利用集積等促進計画については議案44ページのとおり13件の協議がございます。本日の議案は以上でございます。

議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 それでは議案第7号 農地法第3条の規定による許可の申請についてお諮り致します。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、議案第7号につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、全員賛成でございますので承認といたします。

議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 続きまして3ページ議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請についてお諮り致します。本件につきましては本日正午より当番委員であります河野委員、藤原委員、藤井代理、内川局長、岩田主任と私の6人で現地の調査に行っておりますので、代表して藤原委員より報告をお願い致します。

藤原推進委員 推進委員の藤原です。4ページ、5ページ8件の申請がございます。すべて現場を見させていただきました。その中で5ページの申請番号の7番でございますけれども、これについては草刈りのほうをしていただくということでございまして、草刈りが終わった後、事務局の確認後に許可ということでございます。以下につきましては全て申請どおり問題なしということで報告をさせていただきます。以上です。

議長 ただ今報告がございましたとおりでございます。それでは議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑がないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

議 長 はい、ただ今説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致しまして、美田委員の入場を求めます。

(美田委員 入場・着席)

議 長 美田委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告致します。

続きまして29ページ番号55番は、18番 数馬委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(数馬委員 退席)

議 長 それでは事務局説明をしてください。

事務局 29ページでございます。申請番号55番、〇〇の2筆、4,378㎡の賃借権の設定でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、ただ今数馬委員の案件につきまして、説明がございましたので質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致しまして、数馬委員の入場を求めます。

(数馬委員 入場・着席)

議 長 数馬委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告致します。

続きまして36ページの所有権移転は、6番 藤井委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(藤井委員 退席)

議長 それでは事務局、説明してください。

事務局 36ページ、所有権移転関係でございます。所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇。所有権を移転する者、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇さんでございます。移転する土地は〇〇〇〇〇〇の8筆7, 974㎡の田、畑でございます。贈与でございます。家族関係は、〇〇さんの親からみて〇〇〇〇になります。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、41ページ記載のとおりでございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 はい、ただ今説明がございました。質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、それではただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、全員賛成でございますので承認と致しまして、藤井委員の入場を求めます。

(藤井委員 入場・着席)

議長 藤井委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告致します。

以上で該当する出席委員の案件について審議を終わりましたので、引き続き全体の説明を事務局よりお願いします。

事務局 10ページでございます。利用権設定各筆明細等集計表につきましては、田、畑、樹園地の合計は295, 525.65㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては、10ページから34ページまでの記載のとおりでございます。続きまして35ページ、所有権移転関係でございます。所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇。所有権を移転する者、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇さんでございます。贈与でございます。

利用権設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、37ページから39ページ、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、41ページ記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 それでは議案第10号について事務局より説明がございました。全体の議案に対する質疑を求めます。ありませんか。はい、鐵本委員。

9番 9番 鐵本です。今説明がありました35ページの件についてですけれども、

親族関係かなにかですか。贈与ですけれども。

議 長 はい、事務局。

事務局 贈与ではありますけれども、親族関係ではありません。以上です。

議 長 よろしいですか。

9 番 はい。

議 長 その他、ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致します。

議案第11号 農用地利用集積等促進計画について

議 長 続きまして42ページ議案第11号 農用地利用集積等促進計画についてお諮りいたしますが、利用集積等促進計画各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしということでございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。

続きまして44ページ1番から18番は、18番 數馬委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(數馬委員 退席)

議 長 それでは事務局、説明してください。

事務局 44ページ番号1番から11番でございます。借受経営体は、〇〇〇。土地につきましては11筆12, 108㎡の水田の促進計画で、賃借権の設定で以下記載のとおりでございます。以上でございます。

議 長 はい、ただ今説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので挙手による採決を行います。ただ今の案件につきまして賛

成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。賛成多数でございますので承認と致しまして、
数馬委員の入場を求めます。

(数馬委員 入場・着席)

議長 数馬委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告致します。

以上で該当する出席委員の案件につきまして審議を終わりました。続いてその他の案件について審議を行いますので、事務局説明をして下さい。

事務局 44ページでございます。農用地利用集積等促進計画につきましては、44ページの番号1番から番号13番まで、合計で13筆、14,683㎡の水田でございます。

促進計画を受ける者の農業経営の状況等は、45ページから46ページに記載しております。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により倉吉市長から協議がありましたので、本会の意見を求めるものでございます。

議長 ただ今説明がございました。それでは議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、採決を行います。賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、全員賛成でございますので承認とさせていただきます。以上で議事は終了と致します。

(6) その他

議長 続きまして別冊、その他報告・連絡事項をご覧ください。(1) あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任について、梶本主幹よりお願いします。

事務局 はい、2ページのあっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任についてということです。今回は5件ありました。1番目から説明させていただきたいと思います。

まず1番目ですけど、相談者が〇〇〇〇さんで、〇〇の水田であります。相談内容は使用貸借ということであります。

3ページ、2番目は相談者が所有者の子である〇〇〇〇さんで、〇〇〇〇、〇〇の水田であります。相談内容は賃貸借ということ、令和5年は自分が耕

作するので令和6年からお願いしたいということでありました。

4 ページ3 番目は相談者が〇〇〇〇さんで、〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇の田、畑であります。相談内容は売買ということであります。

5 ページ4 番目は相談者が〇〇〇〇さんで、〇〇〇の水田であります。相談内容は使用貸借ということであります。

6 ページ5 番目は相談者が〇〇〇〇さんで、〇〇、〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇〇〇の田、畑であります。相談内容は売買、賃貸借、使用貸借ということであります。

以上、あっせん委員の選任についてよろしくお願い致します。

議 長 それでは、まず始めに①の〇〇ですね、これは〇〇地区になりますか。〇〇地区の委員さん。数馬委員、よろしいですか。

1 8 番 山下委員も。

議 長 なら合同で、2 名の方で。

1 8 番 それと小谷委員にも、3 人で。

議 長 〇〇だで、〇〇だで。

1 8 番 ええ、よく分かっております。

議 長 なら改良区の理事長さんですので、中に入ってもらって3 名で。次、〇〇〇〇、〇〇。これは原田委員。

1 7 番 はい。

議 長 お願いします。それから次は〇〇〇〇、これは〇。田倉委員と塚根委員ですね。名コンビでよろしく。次は〇〇〇これも〇〇ですね、さっきの3 人でいいですか。

1 8 番 はい。

議 長 では3 名でお願いしますよ。続きましてここが難しいだな、〇〇地区、〇〇〇地区、〇〇と3 つに別れております。どういたしましょうか。

山本推進委員 さっき少し話があったんですけど、いろいろ事情が良く分かっておられますので衣笠委員さんと、それから小谷委員さんにお問い合わせしました。

議 長 衣笠委員と小谷委員よろしいですか。

1 0 番 はい。

議 長 はい、お願いします。なんか畑も小さいのばかりだな、これ見ると。

- 10番 ここに出ている畑は去年までは耕作されていた形跡があるけど、去年の秋からは放置されています。
- 議 長 誰が作とったかは分からんな。
- 10番 分からないです。
- 議 長 じゃあ、よろしくお願いします。
- 塚根推進委員 すみません。〇〇〇の〇〇さんの、〇〇〇〇のこんなんは〇〇〇〇〇〇〇が令和8年まで借りることになっておりますけど、これも売買するということで。
- 事務局 確かに令和8年4月まで〇〇〇〇〇〇〇が利用権設定をされていて、今回はお願い事が貸し借りではなくて売買ということなので、話を前に進めていく形が取れるのでそれでお願いしたいということでございます。貸し借りは今おられるのでできれば買っていただく人を探して欲しいというのが、ご本人さんの話でございました。
- 議 長 〇〇〇の契約が残っとらへんか。
- 事務局 もし決まれば、それは解約になると思うんですけども。
- 塚根推進委員 買われた人が〇〇〇に出すということならそれはならそれでいいですけど、違った人が来たら〇〇〇〇に解約してもらわないけんだな。
- 事務局 そういうこともあります。
- 19番 〇〇が買ったら。
- 事務局 〇〇〇さんが買われるというのは想定はしていなくて、他の方が買われて、耕作する人を望んでいますということです。
- 議 長 じゃあ、今荒廃農地になる心配はないわけだ、8年までは。
- 塚根推進委員 そうではなしに、まだ継続ではなしにこの時点で売買してごせってことでしよう。
- 事務局 この時点で売買して欲しいということです。貸し借りの方は例えば令和8年で満了しますが、もし売買がなければ引き続き〇〇〇さんをお願いします、ということでたぶん所有者の方はおっしゃるかなとは想定しています。
- 塚根推進委員 ちょっと聞いとかんと、この人と直接話をするのに。よう分からんと困るのでね。
- 13番 売買の件は、〇〇〇は話がしてあるか。

事務局 してないと思います。

議 長 急に売買が成立したら、〇〇〇がもう苗を頼んで作り出しよったら、解約っちゅうわけにならんようになっちゃう。〇〇〇がこれ了解せんと。

塚根推進委員 8年までは契約しとるのは田んぼですけ。畑だけが違う。で、どういう風に聞いておられるのか質問したくて。

事務局 相談をされた方は純粹にとにかく賃貸借はただ本人さんは売買で所有者を他の方にお願ひしたいので受けられるということです。

議 長 田植えしとって他所に売られちゃったら〇〇〇は困らへんか。

13番 俺だったら困る。

事務局 私の頭の中では、貸し借りならばこれを出すことはないんですけど、売買ですから。確かに今やっとなるんですけどそれをここに記載してあるので、今〇〇〇さんがやっていますよって。例えば私が買おうとしとるのに当然令和8年4月までなんで、そこで判断する材料はあるんですよ。

13番 言いたいのは、売りますよってことを言っておかんとということ。

3番 地主さんから売買の希望が出とるけ、話が決まったら解約せないけんよということと言わないと。

塚根推進委員 〇〇〇〇〇〇〇もですけど、これ〇〇とか〇〇〇とか管理者が1人おるんですよ、どの田んぼも。で、その田んぼの管理者が、売られるっちゅう話は聞いてらんでってなるんですよ。

議 長 あっせん委員が言って買いますよってなって、買っちゃったと。令和8年まで〇〇〇はあっても、うちは作りたいから関係ないって買う人が言ったら〇〇〇が困っちゃうから、前もって〇〇〇にもし売れた場合は合意解約しますということを確認しとかないといけん。

事務局 分かりました。今耕作されている方に、きちんこのあっせんが出たことを伝えておくということですね。

議 長 売買で買う人を探すこういう依頼が出ておりますけどいいですか、と。もし買う人が見つかったら令和8年までは作れんようになりますけど、いいですかと〇〇〇〇〇〇〇に言っておかないと。知らん顔しとって売買したら聞いてないと。

塚根推進委員 違った人に売買だったらちょっと困る。〇〇〇〇の〇〇〇だったらまた名前を変えて〇〇〇〇と契約をしてもらったらいいんですけど、そうでなかったら解約ですね、今言われたように。限定されてるような気がして、売買できるかな。

- 1 7 番 公的なことだけ、ちゃんと了解取っとかんとこじれたら問題になるけな。
- 議 長 ○○○○に、売買のあっせんが出ておりますので進めてもよろしいかと。売買できんだけな、あっせんしとる以上は。
- 1 4 番 担い手機構にも連絡せないけんか、それが○○○にいったるか、ちょっと複雑だぞこれ。
- 3 番 うちの方は了解取ってもらえばいいです。
- 議 長 ここに担い手機構の職員がおるだけ、それだわ。
- 事務局 分かりました。以後気をつけるように、ちゃんと連絡が取れているかどうかってことが大事ってことなんですね。
- 議 長 そうそう、確認せないけんで。
- 1 2 番 もう1つは、買われるとしても令和8年4月以降の売買契約になりますよってという言い方をするか、どっちかだな。
- 事務局 そうですね。
- 議 長 相談者はどがでもええけ早く売って欲しいだ、契約なんか度外視で。はい、次に進めます。
- 事務局 すみません、ちょっといいですか。
- 議 長 はい。
- 事務局 2番の○○さんなんですけど、私の方が相談を受けた関係で来年作からのお願いということで。通常でしたらあっせんの結果を来月ご報告いただく形にはなるんですが、来年作ということで稲刈りが終わった11月とか12月とか辺りにご報告いただければ一番いいのかなと思います。よろしくお願いします。
- 議 長 原田委員そのようにお願いします。それでは次にあっせん活動の状況報告についてまず①番、福井委員。
- 8 番 8番 福井です。ただ今○○地区では8ヶ所の水田、売買は1ヶ所その他は賃貸借とか使用貸借とかで動いていますが、水田3ヶ所を○○○さんという方が作ってくれるようになっていたんですけれど、急に入院されてできないわいと返事があって、今度解約という格好でしておりますし。○○○の○○さんをお願いしたら、俺も体が悪くて減らしとるけよう作らんわいという返事が来ました。今回水田を6枚手放しておられますので○○さんは全くだめなので、今○○○○○○○○の○○さんと話をしております、まだ返事はもらっておりません。ただ○○○○○○○○の○○さんに頼みますと管理が悪いもので、貸してもいいか悩むのですがちょっと困ったものだと思っております。話は進め

ていますが、ちょっと貸して不満が出たら困るなというような思いでやっております。

続いて②番の〇〇さんのところはこれも〇〇〇〇〇〇〇〇に、〇〇に近いもので〇〇さんをお願いしておりますけれどもこれも返事はまだもらっておりません。引き続き頑張ってみますけどなかなか〇〇地区の方が高齢化して後継者もおらんから作れんわいやってという人ばかりで本当に困っております。そういう状態です。

議 長 〇〇さんは〇〇だな。農業委員しとるんだな、〇〇〇の。

8 番 はい。

議 長 かなり米作つとるみたいだけど、管理が悪いか。

8 番 畦草から、ひえがいっぱい生えたりとか。

議 長 商売の〇〇〇の方が忙しいか。次、③番 数馬委員。

1 8 番 はい、発表します。〇〇〇の4 8 8 m²、これについては狭いし、自分で自家用野菜を作れということで自分で承諾されてこれは外しました。それと〇〇〇〇〇の2, 5 3 2 m²に自家用野菜を植えておられまして、これは収穫が済むまで待ってごせということでこの分を次に繰り越しております。自家用野菜を〇〇〇〇〇の方に自家用野菜を今後は持って行くということで承諾してもらいまして、後は自分が受けました。

議 長 続いて〇〇さんの件、小谷委員さん。

小谷推進委員 はい、推進委員の小谷です。先月の会議でこの問題が出ましてですね、翌4月の11日に数馬委員にも一緒に頑張るってなことでお願いしまして、同じく〇〇地区において〇〇〇〇さんという若手の農業家って言いますか、主にハウスの花の関連を中心にやっておられる方がいまして、その方を訪問しましてなんとか〇〇さんの田んぼがかなりあるのでお引き受けいただけませんかということで、二人でお願いにあがりまして。この〇〇さんはですね、花の栽培で大きなハウスを6棟ぐらいだっと思っておりますけど持っておられまして、そこで花をメインとして出荷されていると。それと同時に自分の田んぼもですね現在8反ぐらいかな、耕作しているというようなことで。この〇〇〇さんが作っておられた田んぼってというのが自分が経営されているハウスの近くに点々としておりまして、毎日みたいに田んぼの状況を水が増水しとったりですね、悪いことを言っちゃいかんですけど、管理が良くないなあとっておられたことも話されておりましたけど。内容的にあんまり状態が良くない、すぐ増水しちゃってると。こういうような状況で正直なところ自分はハウス栽培の方がメインだし、田んぼ8反でも四苦八苦している、こういうような状況でこの7筆のこれだけの面積を耕作というのは頭を下げて来られても勘弁してほしいな、ということでですね。二人で何とかいろいろ話をしてお願いをしたんですけど、結論として受けてもらうことはできませんでした。その後数馬さんといろいろ相談して、どうしようかなということで協議をしてはおるんですけども、〇〇

地区もなかなか農業者の数が減少しておりましてですね、〇〇地区で作っておられる方も数えるぐらいの3、4人いたのがこのような現状になってかなりきびしいなど。そういう中において昨日、一昨日ぐらいに〇〇の他の人からいろんな情報を仕入れてですね、〇〇〇さんって言われたかな、この方が〇〇、〇ぐらいなんでちょっとあたってみたらどうかっていうことで助言をいただきましてですね。ちょっと昨日、一昨日電話が通じませんで、明日以降連絡を取りながら何とかお願いをしてみようかという状況です。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは⑤番。

13番 13番 筏津です。とりあえず〇〇に1件ありましたんで〇〇さんに見に行ってもらったけど、ちょっと傾斜気味なんで無理だなということであと2、3ヶ所あるみたいなんでその件も確認したいと思います。よろしくお願いします。

議 長 はい。続きましてそれでは(3)事務局長。

事務局 農地利用最適化推進委員の募集状況についてということで、口頭で報告をさせていただきます。既にホームページの方で応募状況は農業委員さんも含めて公表させていただいております。ご覧になった方もいらっしゃるかなと思いますが、まず農業委員さんにつきましては定数19名に対して20名の応募ということで、冒頭に話しましたが5月の12日に面接が開かれます。こちらは市長部局の案件になるものですから職員課の方が対応するように思いますが、12日に面接が行われる予定です。

今回報告としてあげましたのは最適化推進委員さんの方ということで、こちらは農業委員会による委嘱ということで報告をさせていただきたいという風に思います。冒頭申し上げましたように1地区と3地区で1名それぞれ足りませんでしたけれども、いずれの地区でもちょうど申し込みがありまして受付の方終了させていただきました。農業委員さんと同じようにはなるんですけども、これから審査ということになりますけれども定数を超えてございませんので、書類審査のみの予定かなと思います。それを今月会議を開きまして、農業委員さんのように面接をする予定は今のところございません。以上です。

議 長 皆さまの方で何かありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、本日の農業委員会会議はこれを持ちまして閉会と致します。お疲れ様でした。

— 午後4時00分 閉 会 —